

令和6年度 介護老人福祉施設 指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	計画の作成	利用者の状態に変化がありサービス提供内容が変更されているにもかかわらず、施設サービス計画を変更していない事例がありました。計画担当介護支援専門員は施設サービス計画作成後、実施状況の把握を行い必要に応じ施設サービス計画の変更を行ってください。	都条例第41号第8条第8項 老企第43号第4の11(9)	1
2	勤務体制の確保	認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置が講じられていませんでした。全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	都条例第41号第10条第3項 老企第43号第4の27(3)	1
3	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	都条例第41号第38条第2項	3
4	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第41号第33条第1項第2項 老企第43号第4の33(1)(2)	2